

配布を以て解禁

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、国内ロジスティクス株式会社（所在地 大阪府守口市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年4月19日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵  
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 成澤 裕子  
電話 025-370-6650（課直通）

令和6年4月19日  
北陸地方整備局

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
国内ロジスティクス株式会社	大阪府守口市八雲東町2丁目82番22号 大日駅前ビル3階

2. 指名停止措置期間： 令和6年4月19日～令和6年6月18日（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

国内ロジスティクス株式会社は、令和6年3月8日開札の敦賀港湾事務所発注「令和6年度敦賀港湾事務所車両管理業務」において、調査基準価格を下回る金額で入札した。同社に対して低入札価格調査依頼を行ったところ、入札金額に錯誤があったため調査に協力できない旨の申し出があった。

## 5. 措置理由

上記4. については、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

## 参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内